

介護予防・日常生活支援総合事業

～各務原市訪問型サービスの整備～

介護予防・生活支援サービス事業

全国一律の介護保険サービスとして提供されていた「介護予防通所介護」と「介護予防訪問介護」について、市町村ごとで実施する事業に移行となりました。

これにより、各務原市の実情に合わせて、介護事業所、民間企業、NPO、ボランティアといった多様な主体による訪問型サービス・通所型サービスの整備ができるようになりました。

背景「増大するニーズと担い手の減少」

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向かって、介護認定者のさらなる増加が見込まれている一方で、担い手（働き手）となる世代の人口は減少に向かい、その差は拡大しています。

また、単身世帯、高齢者世帯等も増加しており、生活支援ニーズが高まっていくとともに多様化しているため、現在の専門職による全国一律の保険サービスではニーズの十分な対応が難しくなっています。

訪問型サービスの方向性

「ヘルパー専門職は、中重度者の支援にシフトし、専門職を必ずしも必要としない生活支援は、介護事業所・民間企業・ボランティア等の多様な担い手で支援する。」

- 基準を緩和して多様な主体による生活支援サービスの充実を図る。
- 生活支援の新たな担い手の養成し、人材不足の解消につなげる。
- 生きがい、社会参加につながる生活支援を整備する。

サービスの多様化について

「状態や必要な支援内容に合わせた提供主体の構築」

- 生活援助＋身体介護・・・介護事業所
- 生活援助のみ・・・介護事業所、市場サービス
- 保険外サービス・・・市場サービス、地域住民
- 日常生活助け合い・・・地域住民

現行相当サービス（予防給付と同等）について

- ・国の基準に従って実施するが、月額報酬から 1回あたりの出来高払いに変更する。
- ・介護事業所による身体介護も含めたサービスで、ヘルパーの有資格者による提供。
- ・身体介護が必要な場合のみ利用。

【サービス内容】

項目	サービス
基本サービス	介護事業所による生活援助＋身体介護
短時間サービス	20分未満の短時間利用

【サービス単価について】 ※国が総合事業として定める単価

内容	算定項目		算定単位
	基本額①	1月の利用が1から4回まで	
基本額②	1月の利用が5から8回まで	270単位	1回につき
基本額③	1月の利用が9から12回まで	285単位	
短時間サービス	1月につき22回まで	165単位	
初回加算		200単位	1月につき

基準を緩和した訪問型サービスについて（案）

- ・市が単価や指定基準を定めるもの。
- ・生活援助のみのサービスで、ヘルパー資格を有しない者でも提供できる。
- ・民間企業の参入も想定している。

【サービス内容】

項目	サービス
基本生活援助のみ	ヘルパー資格のある者による生活援助 ※身体介護はしない。
軽度の状態	市の養成研修を受講した、認定ヘルパーによる生活援助 ※身体介護はしない。

【サービス単価等について】

- 有資格者は基本額①、市認定ヘルパーは基本額②で算定。
- 利用回数は、基本額の合計単位数が介護保険の月額報酬単位を超えない回数まで。

内容	算定項目		算定単位
基本額①	45分以上1時間未	250単位	1回につき

	満		
基本額②	45分以上1時間未 満	200単位	1回につき
初回加算		200単位	1月につき

【ねらい】

- 状態や必要な支援によって使い分けができる。
- 利用回数の設定を明確にできるため、事業所間の格差が無くなる。
- 複数事業所の利用を可能にする。

担い手養成研修（案）について

担い手・介護人材の不足を解消するため、介護や生活支援等に興味・関心がある方を対象に、新たな担い手となるための研修を開催する。

【平成29年度開始予定（案）】

○担い手・ボランティア養成研修 3日間程度

介護や生活支援等ボランティア活動に関心のある市民を対象に、介護保険の基礎知識や生活支援について学び、新たな担い手としての活動につなげる。

⇒住民主体サービス又は市認定ヘルパーとして介護事業所に従事できる。

○フォローアップ研修 1日

介護事業所に従事している者を対象に、生活支援の資質向上のための研修施設を利用した実習

【介護事業所との連携】

- ・研修内容の監修
- ・事業所見学の支援